

総務部

税金 市の受け付けは3月15日まで 所得の申告は忘れずに！

税金

本庁舎
1階⑤番

税務課市民税係 ☎(24) 0158

市の受付

▼おもな所得が「給与」「年金」などの方

【とき】 3月15日(木)までの平日

8時45分～19時

【ところ】 市役所1階市民ロビー
※詳細については「広報ちとせ1月月号外」をご覧ください。

札幌南税務署の受付

▼「営業」「不動産」

などの所得があった方

▼「土地・建物・株式などの譲渡所得」があった方

【とき】 3月15日(木)までの平日と

2月19、26日 9時～17時

※受付は16時まで

【ところ】 北海きたえーる(札幌

市豊平区豊平5条11丁目)

☎011(853)1011

※年金収入が400万円以下で、年金以外の各種の所得が20万円以下の方は確定申告が不要です。ただし、所得税の還付を受ける方は確定申告が必要です。

申告書は郵送提出できます

ご自分で申告書を作成されたときは、郵送で提出できます。

《送付先》

●所得税の確定申告書は

札幌南税務署(〒062-0051札幌市

豊平区月寒東1条5丁目)

●市道民税申告書は

市役所税務課(〒066-8686千歳市

東雲町2丁目34)

《税務署からのお知らせ》

●ホームページで申告書が作成できます！

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「所得税の確定申告書等作成コーナー」で申告書が作成でき、郵送や電子申請で税務署に提出できます。

●確定申告相談を日曜日に行います！

申告相談会場「北海きたえーる」では、2月19日と26日に、日曜日の確定申告の相談と申告書の受付を行います。※税務署は閉庁していますのでご注意ください。※この2日間は混雑が予想されます。また、駐車場に限りがありますので公共交通機関をご利用ください。

軽自動車などの譲渡・廃車 の手続きは3月中旬に！

税金 税務課
市民税係
☎(24) 0158

本庁舎
1階⑤番

募集 総務課
文書統計係
☎(24) 0137

本庁舎
2階

平成24年度の軽自動車税は、4月1日現在、軽自動車などを所有している方に課税されます。車両を取得、譲渡、廃車した方や住所変更手続きが済んでいない方は、3月中に手続きを済ませてください。※軽自動車税は、自動車税と異なり4月2日以降に譲渡や廃車をして、平成24年度の税は全額納付しなければなりません(月割り計算などは行いません)。※詳細は、各車両の手続きにお問い合わせください。

公用封筒の広告掲載事業者 を募集します

【対象封筒】 郵便区内特別長形3号封筒(市内用)20万枚、料金後納長形3号封筒(市外用)8万枚、角形2号封筒6万枚
※応募枚数は各封筒とも原則として1万枚単位とします。

【広告方法】 裏面に広告を掲載した公用封筒を製作し、市に寄附していただきます。

※広告掲載料は無料です。

【使用期間】 4月1日～平成25年

3月31日

【申込期間】 2月10日～3月2日

【申込方法】 所定の書類で申し込み※申込総数が募集枠を上回るときは、市と各広告掲載事業者で協議します。

※募集内容の詳細は、市のホームページでもご覧になれます。



☎は直通電話です。
内線表示は、
市役所代表
☎(24) 3131
におかけください。